

下表の感染症にかかった場合は、本人の療養と他者への蔓延・流行を防ぐため、出席停止となります。疑いのある場合も必ず診察を受け、主治医の指示に従い療養させてください。登校の際は、別紙の「登校許可証」を主治医に記入にてもらい提出してください。主治医が認めた出席停止期間は「欠席」の扱いになりません。

	感染症名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウィルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がA型インフルエンザウィルスで、その血清型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、熱が下がって2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹(はしか)	熱が下がって3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(3日ばしか)	発疹が消えるまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜炎(プール熱)	主な症状がなくなって2日を経過するまで
	結核	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症(溶連菌感染症、伝染性紅斑(リンゴ病)、ウイルス性肝炎、手足口病、マイコプラズマ肺炎等)	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる

※第3種感染症の「その他の感染症」につきましては、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が出席停止の指示をすることができます。重大な流行とならない場合は出席停止扱いにはなりません。

主治医 様

大阪府立福井高等学校長

登校許可証記入のお願い

学校において予防すべき感染症の場合、本校では医師の証明により登校を許可します。
ご面倒ですが、下記にご記入いただきますようお願い申し上げます。

登校許可証

大阪府立福井高等学校 年 組 番

氏 名 _____

病 名 _____

上記の感染症により、

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

療養中でしたが、もはや感染のおそれのないものと認めます。

平成 年 月 日

医療機関名：

醫師名： _____ 印 _____